北海道手をつなぐ育成会
げっぽう

第693号
昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号（毎月1日発行・定価一部10円会費に含む）
●発行日―平成27年10月１日
●発行所―一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
〒060-0002　札幌市中央区
北2条西7丁目かでる2・7（4Ｆ）
電　話　011-251-0855
ＦＡＸ　011-251-0804
Ｅメール　doikusei@air.ocn.ne.jp
●発行人―奈須野益
印刷所　㈱北海道機関紙印刷所

第60回記念北広島大会（報告その2）

本人活動と支援者たちの輪

札幌市手をつなぐ育成会副会長　菊池　洋子

全道大会では講師と助言者という役目をいただいて、本人部会第1分科会「差別・虐待について」に参加しました。

最初に「障害者虐待防止法」と「差別解消法」の講習を行い、画面と資料を見ながら学び、続いて「虐待・差別」の場面のＤＶＤを観て、感想を言い合いました。視覚支援を随所に挿入して解りやすい講習を心掛けましたが、本人たちと共に参加している支援者のサポートもあって、真剣に学び取る時間と、意見を出し合う時間とのメリハリができ、充実感のある分科会になったと思います。

『私たち抜きに私たちのことを決めないで』というのは、本人活動と支援者活動の本質をも表現していると思います。本人不在で決めるのではなく、本人たちだけで決めるのでもなく、本人が自分で決めて歩いて行くためのお手伝いをしていくことが「支援」であり、難しい文字にルビを打つ、そのルビの役目が「支援者」であると思っています。

今年2月のピアカウンセリング講習の講師をさせていただいたことから本人の会の皆さんとのお付き合いが広がり、6月の講習、そして今回の第1分科会に繋がりました。何度も本人の会の皆さんや支援者の皆さんと打ち合わせを重ねてきましたが、本人の皆さんの笑顔と前向きさの中に、一緒に活動できる支援者としての喜びもまた存在しています。

分科会に続いて全体会が行われ、最後に全員で写真を撮りました。本人たちと支援者たちが一体感を感じた瞬間であったと思います。

本人たちと支援者たち

第1分科会　「療育・教育」このまちで学ぶ

◇司会者　石狩市相談支援センター　ぷろっぷ　平松　浩樹　氏

◇提言者

・早期療育と家族支援のあり方　児童発達支援センターさんりんしゃ　石山　玲子　氏

・星置養護学校ほしみ高等学園の現状と課題　ほしみ高等学園　コーディネーター　斉下　和美　氏

・保護者・学校・療育の連携の大切さ　ＮＰＯ法人石狩市手をつなぐ育成会　宮下さとみ　氏

・障がい者の弁護を通じて保護者に思うこと・願うこと　弁護士　西村　武彦　氏

◇担当・報告者　石狩市育成会　大江　康恵　氏

療育者の立場～早期療育とは、認知（情報として見る力）・からだ（身体の使い方）・こころ（一人で出来るという成功体験・喜び・愛着形成）の育ちを丁寧に結びつけていくこと。そして、ご家族を支えることがお子さんの育ちに結びつく。養護学校高等部進路担当～昨今、在校生の障がい程度が多様化している現状。今後は、進路先に就労系の想定が必要となると近隣の支援学校との競合が考えられるが、今まで培ってきた「つながり」を大切に進路を支援する。保護者～成長とともに課題

が生じたとき関係機関との支援会議を通じて、同じ方法・接し方で課題解決出来たという事例報告から共通理解を持つことが大切。弁護士～問題行動＝悪い行動と決めつけず、ご本人からのSOSであると捉え、何故、そのような行動をとるのかを周りが考えることが大切。ご本人には、困ったとき・どうしたら良いか分からないときには相談するというSOSの発信の仕方を学習することが大切。以上それぞれの立場から提言がなされました。

第1分科会の様子

助言者～療育とは、本人にとって力を発揮する場所を知ること。教育とは、良い環境の中で主体的に伸ばす。ついた力を生かす方法を学ぶ。そして、ご本人が生きていく自信をどう持てるのか。生きていること・存在することがステキという想いをどう伝えるのかが大切とのお話がありました。障がい者が被害者・加害者になるケースがあった場合、今回ご参加いただきました西村先生のような障がい理解をベースに弁護ができる方が殆どいない現状を聞くにあたり育成会活動が隅々まで届いていないことを指摘されたようにも感じました。ご本人への支援は、医療・療育・教育・福祉・法律家・保護者が、それぞれの専門分野で支え、関係機関がお互いに「つながり」を持ちながら地域の中で育てる大切さを再確認した分科会でした。（参加者46名）

第2分科会　「就労・日中活動」このまちで働く

◇司会者　社会福祉法人はるにれの里
就労移行支援事業所　あるば
課長補佐　吉田　志信　氏

◇提言者
・地域で働くことの喜びを　市民としての誇りを胸に
社会福祉法人長井学園陽だまりの郷
サービス管理責任者　山田　和広　氏
・地域で幸せに働くことを目指して
社会福祉法人新篠津福祉会さぽーとセンターこねくと就労支援員　山本　雅也　氏
・ひとりひとりの個性と出会い、ふれあいを大切にした生活介護事業
社会福祉法人えべつ幸誠会　生活介護事業所なでしこ管理者　木村　康夫　氏
・僕のこれまでと今、そして未来
一般就労当事者　森内　洋介　氏

◇担当・報告者
江別手育成会　東　則子　氏

江別市自立支援協議会就労部会部会長で、多機能型事業所「錦町ワークサポート陽だまりの郷」の山田さんは、「働くイメージ」を持ってもらうために、現場に触れる「企業見学や仲間の話を聞く活動」を行っていること。グループホームとの協力体制でより安定した暮らしにつなげていること。また自立支援協議会就労部会発行で、障がい者を雇用している企業のインタビュー記事や、福祉の情報を載せた「イマカラー」という一般企業むけ広報誌の話をしていただきました。

就労移行支援事業所「さぽーとセンターこねくと」の山本さんからは、就労を希望する障がいを持つ方への一連のサポート（話し合いによるアセスメント→職場を一緒に探すジョブマッチング→一緒に職場に行く集中支援→就職後のフォローアップ）の話と、江別市で月一回開催されている就労者の集い「WO―KIN」の取り組みが在職者のモチベーションの維持に役立ち、情報共有の場になっていることを話していただきました。

通所の生活介護事業所「なでしこ」の木村さんからは、利用者の皆さんの意思決定に合わせた支援の取り組みで一人一人が達成感や充実感を実感できる日中活動をめざ

第２分科会の様子

し、町内会の花壇を受け持つなどの地域活動の取り組みによって地域から必要とされる事業所をめざしていることなどのお話がありました。

一般就労されている森内さんからは、就職先探しでハローワークに通い続けて辛かったこと。仕事で難しいこと、嬉しいこと。給与で楽しいことを沢山していること。将来はフルタイムで働き貯金して一人暮らしを考えていることなど話していただきました。

フロアからは、高等養護卒業後すぐにB型に入れない直B問題や、本人の意思決定を支える難しさについて、職員待遇の問題など、多くの話題が出て意見交換を行いました。

助言者の森本千尋氏と佐藤春光氏からは、国はサービス体系の見直しを計っており、推移について情報収集が必要。「人間らしく暮らす」ために「生活支援と就労支援」が必要であり、地域の企業や人の力を借りるように動いて「手をつなぐ」ということが育成会の目指すところ。とまとめて頂きました。（参加者107名）

第3分科会　「暮らしの場」このまちで暮らす

◇司会者　e―ふらっとセンター長　相内　隆志　氏

◇提言者

・様々なニーズに応じたグループホームの支援をめざして　恵庭光と風の里　古山　明美　氏

・施設入所支援に求められる役割について　長沼陽風学園　細木　直人　氏

・障害のある子と気づかないままに　恵庭市手をつなぐ育成会　高橋　友春　氏

◇担当・報告者　恵庭市育成会　石坂　行雄　氏

恵庭光と風の里　古山明美さんからは、グループホーム（光風荘）の支援体制について、入居者の実情に合った支援体制の実例や支援法により支援体制の移り変わりの説明があり、現在は1基本支援型、2夜間支援型、3常時支援型等のタイプがあり、生活支援員が必要に応じて支援をおこなっている。

楽しく地域で暮らすために、1休日余暇支援、2個人希望実現支援、3ホーム毎活動、4入居者親睦会、5スポーツクラブ、6施設行事参加支援、7町内会行事参加支援を行っており、障害者が地域住民とともに暮らせるよう理解と協力を得られるよう広げていきたい。

様々な障がいがあったら様々な支援を工夫して様々な暮らしをサポートしていきたい。とお話をしていただきました。

長沼陽風学園　細木直人さんからは第4期北海道障害福祉計画より、現状と計画案の紹介があり、近年施設利用される方の現状は、出口支援　と緊急(短期入所)の支援が多い。

施設利用者の事情と施設のできることで高齢者の入所事例等の紹介があり、施設は、利用者さんの自由や権利を主体とし、常に安全管理に努め、何が大切か考え、笑顔・安心を忘れず、必要とされるお手伝いを続けることが大切と考えます。とお話をしていただきました。

恵庭市育成会理事の高橋友春さんからは、2男（32歳）の息子さんの幼少期から生育状況について紹介がありました。

19歳になるまで障害のある子と気づかないまま日常生活を送っていた。この間、いじめなどで不登校等の各種兆候も見られた。

平成14年19歳で道立精神保健福祉センターで知的障害と診断された。親として、わが子に尽くせば尽くすほど大変つらい思いをさせていた。もっと早い時期に気づいてあげることができたらもっと良い環境で生活ができたのでは？　とお話をしていただきました。

質疑応答では、成年後見人の育成課題や65歳以上の介護保険制度の問題に小規模作業所やグループホームを作る場合の課題などについて質疑があり、助言者などからそれぞれ助言をうけて活発な討議がなされました。

助言者のe―フラットの原田睦美さんから、地域で暮らすためには相談支援員として家族・施設・本人とつながって仕事をしていきたい。今後の課題は直接相談に対応できる窓口を損化していくこ

第３分科会の様子

と。施設と結びつき施設の力を借りることなど相談窓口として色々結びついて行きたいと考えている。同じく、松泉学院総合施設長光増昌久さんからは、地域生活支援の拠点を作る動きで地域の資源をうまく使うことが第4期北海道障がい福祉計画の中にある。これから各市町村でも計画が作られるはずです。今後、質の高いグループホームを作っていくことが大切、サテライトなど区分により色々な組み合わせで充実していくことが考えられる。消防法を変える運動、経過措置方法など育成会でも運動を進めていってほしい。とまとめをお話し頂きました。（参加者85名）

第4分科会　「育成会活動」このまちで活動する

◇司会者　千歳市障がい者総合支援センター
chip　センター長　横山　真紀　氏

◇提言者
・このまちで活動する育成会活動
千歳いずみ学園　荒　洋一　氏
千歳市手をつなぐ育成会　青木　繁雄　氏
札幌みんなの会会長　三浦　正春　氏
旭川働く仲間の会本人会育成会理事
菅原　広美　氏

◇担当・報告者
千歳市育成会　青木　繁雄　氏

千歳いずみ学園の荒施設長から日本における障がい者福祉の歴史（育成会と施設の関係）について、千歳市育成会の青木理事から会員数の減少という課題、札幌みんなの会の三浦会長からは育成会と話し合い、ルールを決めて連携を取ることの必要性、大会を仲間同士で手をつないで行うことが大切であるとの話、旭川働く仲間の会の菅原理事からは、育成会活動で本人の夢や希望を親に伝えたいので本人と親が一緒に行う分科会の設置の希望などがそれぞれ話されました。

助言者の全国手をつなぐ育成会連合会久保会長からは、1育成会と施設の関係について、国の方針として入所施設は作らないとの考え方なので、本人にどういう環境と支援があれば暮らせるのかを考え、整備していくことが必要。2減少する会員については、よそでやっている。

良いことはとりあえずやってみて、それから自分達に合うように変えていくのも良いのではないか。3本人活動については、忙しい中で夢を持って活動することを支援していくなどの発言がありました。同じく助言者の道育成会畑中副会長からは、1施設の立場から国に要望をしていただいていることに感謝している。2育成会の活性化には若い人の参加が必要である。3本人の方たちから「育成会と一緒に活動していきたい。」と言ってもらい大変嬉しいなどの発言がありました。（参加者55名）

第４分科会の様子

第5分科会　全体テーマ「このまちでいきる」

◇講演　全国手をつなぐ育成会連合会政策委員・平塚市手をつなぐ育成会
会員　又村あおい　氏
北広島市しょうがい児者を持つ親の会
（一般就労当事者）田中　英寿　氏
『シンポジウムテーマ』
「それぞれが持つべき役割、連携の可能性を探る」

◇座長・進行
障がい者相談支援センター
夢民　地域づくりコーディネーター
戸田　健一　氏

◇提言者
社会福祉法人北ひろしま福祉会
総合施設長　奥田　誠　氏
社会福祉法人　えぽっく
ハニカム施設長　向島　久博　氏
北広島市しょうがい児者を持つ親の会
仲上　知子　氏

◇担当・報告者
北広島市しょうがい児者を持つ親の会
中川　民恵　氏

第5分科会は、2つの講演とシンポジウムを行いました。

●講演者の又村あおい様からは、「障害者福

祉で町おこし～障害者権利条約から考える～」と言うテーマで障害者権利条約が、「地域における暮らしを支援する理念」である事や、障がい福祉で町おこしをする具体的な経済波及効果等の説明がありました。

●次に一般就労当事者の田中英寿さんからは、「いまのわたしの暮らし　そして将来のこと」を話していただきました。

●シンポジウムは、北ひろしま福祉会の奥田誠総合施設長、えぽっくハニカムの向島久博施設長、北広島市しょうがい児者を持つ親の会　仲上知子さんに提言していただきました。

●意見交換では、連合育成会の「連合」の意義や「行政、利用者、家族」の連携、「サポートブックの活用」、自立支援協議会の周知等があげられました。当事者が、どのように強さを身につけていくかというフロアからの質問に対して、本人が、何が権利障害かを知りそれを伝えられることが大切と、又村様からありました。

講演する又村あおい講師

各分科会からの報告の様子

お互いの役割を発揮できる環境づくりや、親の会で一緒に活動する事の大切さ、今後もこの繋がりが消えぬよう、自分達が何が出来るか話して欲しいとのお話で分科会が終了しました。【参加者180名】

記念講演する東啓二講師

障害基礎年金の等級判定ガイドラインに関するパブリックコメント

9月10日、全国手をつなぐ育成会連合会（久保厚子会長）は、障害基礎年金の地域格差に関する専門家検討会へ、「障害基礎年金の等級判定ガイドラインに関するパブリックコメント」を次のとおり提出しました。

1　今回の地域格差に関する専門家検討会は障害基礎年金であり、「等級の目安」において、障害厚生年金と合わせることが大きな課題を新たに作ることになるため、「障害基礎年金の認定」を基礎とすべきである。

2　「等級の目安」の「日常生活能力の程度」が(3)の場合は、その「判定」が2以上3未満の2つの段は「2級」とし、1・5以上2未満の段は「2級又は3級」にすべきである。

《考え方》

①「等級の目安」の策定が3級までである障害厚生年金と2級までしかない障害基礎年金を統合し平均を取ることは、地域格差問題とは関係がなく障害基礎年金と障害厚生年金との差に問題を置き換えただけであり、現在年金が支給されている障害者が支給されなくなる人が多く出てくる事態が起こることになる。

②　障害基礎年金と障害厚生年金との差の問題は今回の地域格差問題とは別に扱われる問題である。

3　「総合評価」の「就労状況」や「生活環境」については、「障害に対する支援や配慮を受けていない場合での予想される状況で評価する」と書かれてあることを共通の原則とし、該当する項目に必ず明記すること。

《考え方》

支援や合理的配慮を受けて就労したり生活する場合と、それらを受けずに就労したり生活する場合とでは、同じ障害者であっても働き方や暮らしぶりが根本的に異なってくる。（この原則は身体障害者と整合する）

4　「日常生活能力の判定」では、知的障害や発達障害・自閉症は、「(5)他人との意思伝達及び対人関係」などにおいて、日常生活の中で常に大きな困難性が存在する。その

ことを考慮した等級判定が不可欠である。

5　判定基準を医療モデルから社会モデル変更すべきである。

（障害者総合支援法の「障害支援区分」にも取り入れられており、見る視点を統一させるべきである）

6　知的障害や発達障害・自閉症については、その障害特性を良く理解した認定医があたること。

7　等級判定ガイドラインの導入とは別に、年金業務に携わる職員等に対して知的障害者への理解を促進し、窓口で申請を実質的に拒むような対応を改善すること。

27年度 障がい者授産施設・通所事業所 作品パネル展 開催!!

平成27年8月24日(月)～26日(水)の日程で、北海道庁本庁1階道政広報コーナー特設展示場で、平成27年度「障がい者授産施設・通所事業所作品パネル展」が開催されました。

例年、北海道保健福祉部障がい者保健福祉課が窓口となって実施しており、今年は北海道社会福祉協議会と北海道手をつなぐ育成会の2団体が事業所のパネルを掲示し、各事業所で製作した製品の即売も行われました。

道育成会からは虹の家（白糠町）、サンフラワー（釧路市）等14事業所から205種類1、303点の作品展示と各事業所の活動を紹介するパネルを展示しました。

作品として、クッキー・かりん糖・パンなどのお菓子類や黒豆入りコーヒー・昆布製品等の食品の他、木工・手芸品、ストール・マフラー等の手染めの織物製品や小動物の陶器等が展示即売されました。

平成27年度 障がい者授産施設・通所事業所 作品パネル展

開催期間中は、延べ1、191名の来場者があり、各事業所の販売も総額で247、670円と3日間の売り上げとしては順調で、お菓子類を中心にほとんど売りつくした製品もありました。「作品パネル展」にご協力いただいた事業所の皆様に感謝致します。

映画上映のお知らせ

石狩市手をつなぐ育成会（平野秋夫会長）ではP&Aいしかり、石狩市障がい者支援センター、はるにれの里と石狩市初上映となる映画上映会と浦河べてるの家ソーシャルワーカー「向谷地生良」氏の特別講演を開催しますので、奮ってお申し込みください。

映　画　「降りていく生き方」
主　演　武田鉄矢
日　時　平成27年10月12日（月・祝）
午前の部10時開演（会場9時30分）
午後の部13時50分開演（会場13時30分）
会　場　石狩市花川北コミュニティーセンター　ホール
参加費　前売　1500円（当日2千円）
小中校生前売千円（当日1500円）
問合せ先　TEL 090―1765―1166（金子）
メール ishi@nippon-p.org

標茶町育成会創立50周年記念事業 39窃盗団 上映

標茶町手をつなぐ育成会（橋本志津江会長）は創立50周年記念事業として押田興将監督と出演者押田清剛氏を招いてゲストトークと映画上映会を開催しますので、奮ってお申し込みください。

映　画　「39窃盗団」
日　時　平成27年10月24日(土)
一回目13時30分開演（会場13時）
二回目18時30分開演（会場18時）
会　場　標茶町開発センター
参加費　前売　700円（当日800円）
当事者及び中校生以下は無料
問合せ先　（橋本）015―485―3623
（丈の家）015―485―2781

自主店舗

「はまカフェ」新装開店

特定非営利活動法人余市はまなす（伊藤邦夫理事長）は、8月11日から「はまカフェ」を新装開店しました。

昭和53年、余市町に授産施設「はまなす学園」を開設以来、夏場は道の駅などの広場やお祭りなどで販売してきましたが、冬場の販売場所確保は厳しいものがあったなか、この度、余市町から地方創世先行型支援事業の補助を受け余市駅前に自主店舗「はまカフェ」を開設・運営し余市・仁木・古平など近隣事業所の製品の委託販売も行うことにしています。

お近くにお寄りの際は是非お立ち寄りの上ご覧ください。

住所　余市町黒川町4―122
TEL　0135―48―5969

「キッチンふきのとう」開業しました！

知的障害者の就労支援施設「ワークステーション輝」（初山聡子所長）は9月1日から持ち帰り専用の飲食販売コーナー「キッチンふきのとう」を開業しました。

「ワークステーション輝」の一階にある食堂兼作業場を2畳分ほど拡充して玄関横にある商品の受け渡し口の上部にひさしを付け椅子を並べる。鶏の唐揚げ・フライドポテト・トロピカルジュース・ソフトクリームの4品を提供し入所者がローテーションを組んで接客などにあたっている。

お近くにお寄りの際は是非お立ち寄りの上ご覧ください。

施設0136―22―2891

「障害者差別解消法 道民フォーラム」開催!!

北海道では、障害者権利条約や障害者差別解消法と、北海道障がい者条例をより多くの人に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らしていくための機会とするために、旭川で道民フォーラムを開催します。この機会に参加をお願いします。

講師　社会福祉法人札幌緑花会　理事　光増　昌久　氏
DPI北海道ブロック会議　議長　我妻　武　氏

【in釧路】
開催日時　平成27年10月31日(土)　13時30分～16時30分
開催場所　釧路市観光国際交流センター
申込期日　平成27年10月16日(金)

【in旭川】
開催日時　平成27年11月3日(火)　13時30分～16時30分
開催場所　北海道上川総合振興局
申込期日　平成27年10月20日(火)

【問い合わせ先】
北海道障がい者保健福祉課制度グループ
TEL　011―231―4111　内25―726山田・三浦

今後の予定

11月12日(木)　・特別研修会（中標津町寿宴）
11月13日(金)　・特別研修会（札幌市民ホール）
11月14日(土)　・特別研修会（滝川まちづくりセンター）

病気・ケガの入院　個人賠償補償　被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの
あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険（無告知型）2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必らず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

保障内容（A−1プランの場合　年間保険料17,000円）

死亡保険金	10万円	法律相談費用	5万円 までの実費
特定重度障害保険金	10万円	弁護士委任費用	100万円 までの実費
入院保険金	1日につき 8,000円 ※1 ※2	接見費用	1万円
入院一時金	10,000円	個人賠償責任保険金	てん補限度額 1,000万円
傷害通院保険金	1日につき1,000円 ※1		

※1：一回の入院または一回の通院につき、30日限度。
※2：てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

○取扱代理店
有限会社 オフィスブレイン
TEL 011−207−2522
〒060-0032　札幌市中央区北２条東３丁目２番地
札幌セントラルビル２F

○引受保険会社
ぜんち共済株式会社
〒101-0032　東京都千代田区岩本町3-5-8
岩本町シティプラザビル　5F

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心をお届けします

2007年４月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険（2015年1月現在の内容です。）
（知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット）

病気やケガまたはその検査のため入院したとき（保険期間中に開始した入院の４日目から30日限度）
入院給付金（付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金）

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき（国内外補償）
個人賠償責任保険金：1事故1億円限度（自己負担金額なし）

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金　地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき
葬祭費用保険金

お問合せ先）株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051　札幌市中央区南1条東2丁目8−2　SRビル4F
TEL：011-221-7009 FAX：011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社）AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001　札幌市中央区北1条西6丁目1−2 アーバンネット 札幌ビル 4階
TEL：011-204-7510 http://www.aiu.co.jp
受付時間：午前9時〜午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002　札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL：011-251-0855 FAX：011-251-0804
（A-000506）

知的障がい者専用補償制度
♡ アイ・ライフ
I・LIFE

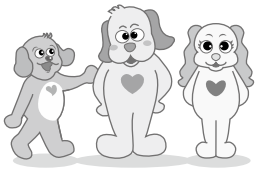

病気に対する補償が新しい!!

❶ すべてのケガおよび病気による死亡（葬祭費用）を補償!
❷ すべてのケガおよび病気による入院を1日目より補償!
❸ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」が入院補償とは別枠で補償されます。
❹ 病気入院1日目より年間30日間が補償されます。
❺ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

アイ・ライフ 補償内容

死亡（葬祭費用）		50万円
病気	入院（30日限度）	5,000円
ケガ	入院（120日限度）	3,000円
	通院（60日限度）	1,500円
	手術費用（本会規約別表1参照）	3・6・12万円
賠償	第三者賠償（免責なし）	5,000万円

・年払掛金は、36,000円です。
・加入対象年齢は、15歳以上〜70歳未満となります。
・中途加入も可能です。

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが アイ・ライフ です。

お問い合わせ先
制度補償会 障害者補償会
〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当：石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。
フリーダイヤル 0120-185-001